

Accounting SQUARE

保険の国際財務報告基準 (IFRS 第 17 号)の完成と 適用への取組み

明治安田生命保険(相) 社長

ねぎし あきお
根岸 秋男



1. はじめに

本年は保険業界にとって会計の面で大きな節目の年となった。去る5月18日、国際会計基準審議会（IASB）よりIFRS第17号「保険契約」（以下「IFRS第17号」という。）の最終基準が公表されたが、まずは当基準の策定を主導した歴代のIASB理事、スタッフ、並びに日本において当基準に関する議論を主導された企業会計基準委員会（ASBJ）の委員、研究員、保険契約専門委員各位の長期にわたる多大なご努力に敬意と感謝の念を表明したい。

当基準は1997年にIASBの前身である国際会計基準委員会（IASC）が「保険に関する会計基準を検討するための起草委員会」を設置して検討を始めて以来、20年の歳月をかけてようやく完成に至った。当基準はIASBがこれまで扱ってきた会計基準の中では最も時間をかけて策定がなされたものであるが、これほどの時間がかかったのは保険ビジネス（もしくは保険商品）が各国の社会保障制度や税制、国民性などを反映し、いかに多様であるかを示している。さらに、規制に基づく保険負債の評価方法との整合性にも留意する必要があることを踏ま

えると、世界的に統一され、かつ高品質な保険会計基準の策定がいかに困難なものであるかご理解いただけるであろう。

一方で、2004年に暫定的な基準として公表された旧基準（IFRS第4号）は、各国の保険会計実務の統一を求めなかったため、とりわけ保険負債については世界的に統一された評価方法が存在していない状態が続いており、IASBとしてもこのような状態の早期の改善が必要であるとして新たな基準の策定を急いでいた経緯がある。

こうした事情を踏まえて策定されたIFRS第17号は、保険ビジネス・商品の多様性を十分考慮しつつも保険負債の経済価値評価を実現したものであり、さまざまな関係者の意見をIASBが真摯にくみ取り、議論を重ねた結果として高く評価できる。なおIFRS第17号は、欧州等、すでにIFRSを適用済みの国・地域においては2021年1月以降に開始する会計年度から適用される。

本稿ではこれまでの生命保険業界の取組みやIFRS第17号の主な特徴について述べた上で、IFRS適用へ向けた今後の課題について触れたい。

2. これまでの生命保険業界の取組み

これまで生命保険業界は1997年の検討開始以来、IASBなどにおける議論に積極的に関与してきた。近年では、IASBが意見募集したディスカッション・ペーパー（2007年）、公開草案（2010年）、改訂公開草案（2013年）などに対して意見表明してきたほか、IASBの議長や理事などとの個別対話を通じて、生命保険業の経済実態が財務諸表上適切に表されるよう積極的に意見発信を実施してきた。中でも2012年に合意された「保険負債評価における金利変動の影響のその他の包括利益への計上」の容認が大きなターニングポイントとなったが、これは日本の生命保険業界が提案し、世界的に支持を受けたものである。この決定を受け、金融資産についても保険負債の取扱いと整合的になるように金融商品会計基準（IFRS第9号）の一部が見直され、一定の要件を満たした債券の時価の変動をその他の包括利益に計上することが容認された。これによって会計上のミスマッチの解消が図られ、保険会社のリスク管理の基本である負債サイドとそれに対応する資産サイドの管理、すなわちALMの効果を財務諸表上に適切に表すことが可能となった。

弊社は本年7月までの1年間、生命保険協会の会長会社としてIASBと対話を続けてきたが、昨夏にはIFRS第17号完成前の最終チェックの位置づけとして実施されたフィールドテストに日本の保険業界を代表して参加した。当テストには世界から12社の大手保険会社が参加したが、日本からのインプットも一定程度反映した上で最終基準が完成したと認識しており、日本の生命保険の実務専門家の知見を国際基準であるIFRS第17号に反映させることができた意義は大きいと考えている。

3. IFRS 第17号の主な特徴

(1) 保険契約負債の評価

当基準は保険会社における負債の太宗を占める保険負債の評価に関する基準を定めるものであり、財務諸表に与えるインパクトは非常に大きい。最大の特徴は「保険負債の時価評価（もしくは経済価値ベースの評価）」である。現行の日本における保険負債は保険期間を通して契約獲得時の各種基礎率（金利、死亡率など）を固定して評価しており、これを「（保険負債の）ロックイン評価」と呼んでいる。一方、IFRS第17号における保険負債の評価は每期基礎率を見直し、それを保険負債の評価に反映させるものであり、その意味ではこちらを「（保険負債の）アンロック評価」と呼ぶことができよう。すなわち「ロックイン」から「アンロック」への変更がIFRS第17号における一番の変更点となる。

(2) 保険会社のトップラインに関する新しい概念の導入

日本における現行会計では損益計算書（IFRSでは「包括利益計算書」と呼称）の一番上、いわゆるトップラインには収入保険料が記載され、これが保険業界における主要業績評価指標（KPI）の1つとして認識されてきた。IFRS第17号の策定の中で「保険事故の発生の有無にかかわらず将来契約者に返還する額については貯蓄要素と捉えるべきであり、当該部分の保険料をトップラインに含めて計上するのは他業態における売上の概念と整合が取れていない」とのIASBの課題意識をもとにIFRS第17号には「保険契約収益」という新たな概念が導入された。この「保険契約収益」には保険会社が提供する保障の対価である保険引受に関する要素のみを計上し、貯蓄要素は除外するこ

とから、例えば貯蓄性商品の保険料などは大半がトップラインの数値から除外されることになると思われる。このように損益計算書自体の見え方が現行会計と異なることも大きな特徴の1つである。

(3) 財務諸表の利用者への理解の促進

紙面の関係で詳細は割愛するが、上記のほか、IFRS 第17号には「契約上のサービス・マージン」、「リスク調整」など今までの保険会計にはない新しい概念・用語が数多く使用されている。これらを財務諸表の利用者である様々な関係者にいかに分かりやすく説明していくかということも我々保険会社に課された使命の1つだと思っている。保険会社は投資家や格付会社、アナリストなどのほかに保険契約者という重要なステークホルダーを有している。必ずしも財務や会計の専門家ではない保険契約者の方々にいかに分かりやすくIFRSに基づいた財務数値を伝え、理解していただくかということを真摯に考えていく必要がある。

4. 保険業における国際資本規制との関係

現在、国際保険規制の領域では、保険監督者国際機構（IAIS）において国際的に活動する大手保険グループに対する国際資本基準（ICS）の検討が行われており、去る7月にはIAISより暫定基準としてのICS Ver1.0が公表されたところである。IAISの計画によると2019年には確定基準としてのICS Ver2.0を完成させる予定で、早ければ翌2020年にも各国での適用開始を想定している。

ICSにおける保険負債の評価もIFRS 第17号と同じく経済価値ベースと呼ばれる保険負債の時価評価ではあるが、ICSが監督目的、IFRSが一般会計目的とその目的が異なること

から、割引率の設定の考え方や将来の未稼得利益の取扱いなどにおいて両者間に相違が存在する。今後、ICS Ver2.0の策定とIFRS 第17号の適用の中で、両基準が相互に影響を与えていくことが想定され、我々としても注目しているところである。

5. おわりに～基準の策定フェーズから適用フェーズへ～

これからは基準の適用に向けた新たなフェーズが始まる。IFRS 第17号は原則主義の基準であるため、実際の適用にあたっては、基準の解釈の明確化を含め数多くの解決すべき課題が存在する。そのため、IASBにおいては円滑な適用を推進していくための様々な取組みを用意している。その中の1つに移行リソース・グループ（Transition Resource Group）の設置があるが、これは主に監査人および財務諸表作成者を中心とした専門家を集め、IFRS 第17号を適用するにあたっての実務上の課題を共有し、解決をしていくためのグループである。当グループにおける議論はIFRSの適用における実務に少なからず影響を与えると思われ、注視が必要となろう。

今後は会計実務や情報システムなどの担当者が監査人などとの議論を重ね、円滑なIFRS導入を目指していくフェーズに移っていくため、我々保険会社としてもこのような動きに積極的に関与していく必要がある。また、IFRSの財務報告は従来の会計基準とは異なり、経営者による将来の予測・見積りに基づいた数値が多く含まれるため、これらに対する分かりやすい説明や開示が求められることになろう。また、IFRSの概念を保険会社の監督の枠組みにも導入するというのであれば、監督当局である金融庁との対話も必要になってくるであろう。なお、弊社においては2017年度より専門の部署

を設置し、IFRS への対応体制の強化に向けた取り組みを開始したところである。

一方、米国財務会計基準審議会（FASB）は保険会計基準に関して 2014 年に IASB との共同プロジェクトから離脱し、現在は FASB 単独で基準改善の取り組みを進めているが、FASB においても長期保険負債には経済価値ベースの考え方を導入する等の提案がなされており、米国に保険子会社を有している保険会社にとって、FASB の基準策定の動向にも留意が必要である。

昨今、弊社を含め大手保険会社を中心に海外市場への進出などグローバル化を進めており、グローバル経営、グループ経営の高度化が求められている。IFRS は保険業界においても世界の各市場に横串を刺した経営管理が可能な有力なツールとなることが期待されており、今後も IFRS が保険会社の真の実力を示す指標となるよう継続的に取り組んでいく必要がある。各国において基準の適用が円滑に行われ、IFRS 第 17 号が真のグローバルスタンダードとして市民権を得て活用される時が来ることを期待したい。